

入札説明書

令和8年5月12日

※ 一度申請した入札参加資格審査申請書類の書換え，引換えおよび撤回はできませんので，注意してください。

1 一般競争入札（総合評価落札方式）に付する業務の内容

- (1) 業務名 はこだて療育・自立支援センター清掃業務
- (2) 契約期間 契約の日から令和11年7月31日まで
- (3) 履行期間 令和8年8月1日から令和11年7月31日まで
- (4) 履行場所 函館市湯川町2丁目39番26号
- (5) その他 入札公告文による

2 落札者の決定等

- (1) 建物清掃業務総合評価落札方式評価基準に基づく点数（＝技術評価点）および入札価格を基に，次の式により算出した数値（＝評価値）の最も高い者を落札者とします。

評価値（小数点第5位以下切り捨て）＝技術評価点＋価格評価点
（ $80 \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札価格})$ ）

なお，最低入札価格および入札価格が調査基準価格を下回る場合は，最低入札価格および入札価格をそれぞれ調査基準価格と読み替えるものとし，価格評価点は80点を超えないこととします。

- (2) 評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は，落札を保留し，当該者に対して低入札価格調査を行います。

- (3) 前号の調査の対象者は，低入札価格調査委員会の審査の結果，契約の内容に適合した履行がなされると認められなければ落札者となりません。

3 技術評価点に係る留意事項

「（別紙）技術評価点に係る提出書類一覧（建物清掃業務用）」および「（別紙）技術評価点に係る評価方法等」をご確認ください。

4 公正な入札の確保

入札に当たっては、次のいずれの行為も行ってはなりません。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正な行為
- (2) 競争を制限する目的で他の入札者と入札の意思および入札価格について行う相談
- (3) 落札者の決定前において、他の入札者に対し行う入札価格および評価項目に関する事項の意図的な開示

5 入札書記載金額

- (1) 落札者決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額（契約金額）としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額（消費税および地方消費税相当額を含まない額）を入札書に記載してください。
- (2) 入札書に記載する金額は、委託料の月額（消費税および地方消費税相当額を含まない額）に、令和8年度（2026年度）分の履行月数（8ヶ月）を乗じて得た額を記載してください。

6 入札の無効

次の入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札（文字の誤脱、汚染、と抹または改ざん等）
- (3) 入札書の記載金額を訂正した入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札
- (5) 同一事項に対して同一入札者から同時になされた2通以上の入札
- (6) 予定価格を超える入札
- (7) 一般書留または簡易書留以外の方法により行われた入札

(8) 前各号のほか、函館市契約条例施行規則または特に指示した入札条件に違反している入札

7 提案の履行確保

(1) 落札者が提示した提案については、契約を締結する際、その内容を契約の特記事項として約定します。

(2) 落札者が提示した提案については、契約締結後に、提案の履行確認のため、次に掲げる書類のうち必要な書類の提出を求め、また、必要に応じて調査を行います。

ア 研修実施報告書（様式17）

イ 支払賃金状況報告書（様式18）

ウ その他市長が必要と認める書類

8 約定内容が履行されないときの措置

(1) 契約の特記事項として約定した内容について、正当な理由なく履行しないときは、是正をするよう指示します。

(2) 前号の指示に従わない、または約定内容の性質上、是正をすることができないことが明らかであると認めるときは、決定した評価値と、実際の履行内容をもとに算定した評価値との差を算出し、市長が認めた日から起算して2年間に開札を行う建物清掃業務に係る総合評価落札方式の入札において、評価値から減ずる措置とします。

(3) 第1号の指示に従わず、約定内容の履行の見込みがないと認めるときは、函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく措置等を講じる場合があります。

(4) 第1号の指示に従わず、約定内容の履行の見込みがないと認める場合であって、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは契約を解除する場合があります。

9 その他

(1) 技術評価点を除き、提出された資料等は、公表しません。

(2) 提出された資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合および低入札価格調査における資料等の提出を拒んだ場合は、函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく必

要な措置等を講じるものとします。

(3) 本契約は、別紙1のとおり、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約のため、契約締結時に契約担当課へスライド制度に係る業務委託積算内訳書（委託料予定総額（36ヶ月））の提出が必要となります。

また、従前どおり落札後に財務部調度課へ業務委託積算内訳書（令和8年度分（8ヶ月））を提出してください。

(4) 詳細は、入札心得によります。

10 入札にかかる問合せ先

函館市財務部調度課

(別紙 1)

入札等にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

本制度の詳細については、本市ホームページに掲載の「複数年にわたる委託契約へのスライド制度の適用について」をご覧ください。

変更契約にあたっては、市と受注者で変更金額等について協議を行います。協議の請求書は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は前回スライド制度適用の基準日から12か月経過後）以降に提出してください。